

輸出承認申請書（様式はダウンロードできます。2ページ目が裏面になるように両面コピーをしてください。）

◇記載要領

1 通 則

- (1) 輸出承認申請書の作成は、輸出貿易管理令第2条第1項第一号の規定に基づく同令別表第2の36、37又は43の貨物の輸出をする場合に行う（輸出契約の中の該当する品目に限り行う。）
- (2) 輸出承認申請書の記載事項が多い場合は、別紙に記載している旨を記入し、当該事項を記入した別紙を輸出承認申請書の裏面に貼付する。

2「申請者氏名又は名称及び代表者の氏名」の欄

- (1) 申請者欄に記名する当事者は、個人の場合は本人、法人の場合は代表権者（代表権を委任された者を含む。）に限ることとする。
- (2) 代理申請の場合には、輸出しようとする者の代理である旨を記載し、代理者が記名する。

例 (イ) ○○代理
○○株式会社
代表取締役 何 某
(ロ) on behalf of (principal's name)
(Agent's name)

3「買主名」の欄

契約書に記載されている輸出の相手方の名称・住所を記載することとする。なお、買主と支払人がそれぞれ異なる場合は、同欄に当該支払人を併記する。

4「荷受人」の欄

契約書に記載されている荷受人の名称・住所を記載する。ただし、買主と同一である場合には、「買主と同じ」と記載する。住所欄も同様とする。

5「仕向地」の欄

輸出貨物の最終陸揚港の属する国又は地域を記載する。
(注)台湾の英語表記の場合は、TAIWAN とすること。

6「経由地」の欄

貨物が仕向地に至るまでに積み替え、又は陸揚げされる場所を経由地として記載する。

- (例) (1) 仕向地に直送される場合。
Direct又は仕向地の国若しくは地域名
- (2) 積み替えられる場合
積み替えられる国又は地域名
なお、数回積み替えられる場合は、積み替え順どおり列記する。
また、陸揚げされた後、陸送されるときは、次の例による。（仕向地がSwissであって、Genoaで陸揚げされZurichへ陸送されるとき）
Switzerland Via Italy

7「商品名」の欄

商品名は、一般的な名称を日本語又は英語で記載し、学名を括弧書きで併記する。

8「型及び等級」の欄

記載不要とする。

9「輸出貿易管理令」の欄

別表第2貨物番号の欄には、ワシントン条約に係る貨物の場合は36を、ワシントン条約及び種の保存法の両方に係る貨物の場合は37を、国宝、文化財等の両方に係る貨物の場合は43と記載する。

10「数量」の欄

契約書に記載されている規制貨物の数量を記載する。

11「価額」の欄

(1) 「単価」欄には、斜線をひき、記載不要とする。

(2) 「総額」欄には、当該貨物の建値を記載する。

(3) 金利等の記載について

貨物代金に受取金利を含めて輸出契約をしているときは、原則として、「計」欄には、その合計額を記載することとする。

(4) 輸出貨物代金から仲介手数料、代理店手数料、領事査証料、検数料、検量料及びその他の検査手数料(以下「手数料等」という。)を差し引いて回収する場合には、原則として「総額」欄の「計」欄には手数料等を差し引いた差額(回収する総額)を記載する。

(5) 無為替輸出の場合は、当該貨物のFOB(FOB以外の建値の場合は、当該建値。以下(6)において同じ。)価格を「価額」欄の「計」欄に記載する。

なお、FOB価格の算出は、当該貨物を国内において対価を支払って取得したときはその額に、対価を支払っていないときは当該貨物の時価に、輸入された貨物のときは輸入許可された価額に、それぞれ船積みまでに要した経費を加えた額により行う。

(6) 一部無為替輸出の場合は「価額」欄に当該無為替輸出に係る商品の価額を記載するとともに、「総額」欄には(No payment)と記載する。

12「数量及び総額の増加の記入」の欄

×印を記入する。